

仕様書

1 規格等

(1) 安全に関する基準

- ア 自動販売機—据付基準（J I S規格 JISB8562）および自動販売機据付規準（自動販売機据付規準策定委員会）を遵守した転倒防止対策を施すこと。転倒防止板を設置する場合は、貸付物件内に設置すること。
- イ 自販機堅牢化技術基準（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ウ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）、自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領（業界自主基準）等を遵守し、販売品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- エ 自動販売機の設置については、区と協議のうえ、適切な方法を採用すること。

(2) 環境に関する基準

ア 景観配慮

デザインや外観については、設置場所が公共施設であることを考慮し、区と協議のうえ、華美な広告や装飾は控えるなど、周辺環境に配慮した機器を設置すること。

イ ノンフロン対策

ノンフロン冷媒を採用した機器を設置し、環境負担の軽減に努めること。

ウ 省エネルギー

学習省エネ機能、ヒートポンプ式、ピークカット機能等を採用した機器を設置し、消費電力の削減を図ること。

(3) 自動販売機および販売品の管理

- ア 自動販売機が故障したときは、直ちに修理等の対応を行うこと。
- イ 販売品の賞味期限の管理を徹底すること。
- ウ 販売品の補充、金銭管理を適切に行い、トラブルの防止に努めること。
- エ 搬出入の方法、販売時間等について施設管理者の指示に従うこと。

(4) その他

- ア 自動販売機には、地震、台風等の非常時において、自動販売機内の販売品（子育て支援物品を含む。）を無償提供することができる機能（手動型又はバッテリー搭載型等の種別は問わない。）を備えること。これに伴い、区と設置者は、別途無償提供に関する協定を締結する。

- イ 自動販売機には、各種キャッシュレス決済対応できる機能を備えること。
- ウ 自動販売機には、設置者の氏名、住所、連絡先を明記したステッカー等を利用者が識別しやすい位置に表示すること。
- エ 自動販売機に関する関係法令を遵守すること。

2 販売品

販売品目は、液体ミルクや紙おむつ、おしりふき等の子育て支援物品と飲料（アルコール類およびカップで提供される飲料を除く。）とすること。

3 その他

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、区と協議の上決定すること。